

広島県訓令第14号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第八条関係）		別表第三（第八条関係）	
局課の区分	局長専決事項	局課の区分	局長専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)
農林水産局	(略)	農林水産局	(略)
農業技術課	(略)	農業技術課	(略)
水産課	(略)	水産課	(略)
課長専決事項	一 (略) 二 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可	課長専決事項	一 (略) 二 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可
課長専決事項	一 (略) 二 第五条第二項の規定による代表者の指定（漁業権の設定、分割又は変更の免許に係る申請、漁業権の共有請求又は移転の許可に係る申請、個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可に係る申請、休業中の漁業許可に係る申請、入漁権の設定等の登録に係る申請、試験研究等のための水産動植物採捕の許可に係る申請及び県内に住所を有しない者の漁業の許	課長専決事項	一 (略) 二 第五条第二項の規定による代表者の指定（漁業権の設定、分割又は変更の免許に係る申請、漁業権の共有請求又は移転の許可に係る申請、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可に係る申請、休業中の漁業許可に係る申請、入漁権の設定等の登録に係る申請、試験研究等のための水産動植物採捕の許可に係る申請及び県内に住所を有しない

可又は起業の認可に係る申請の場合に限る。）

(二) 第五十七条第一項の規定による漁業の許可（県内に住所を有しない者に係るものに限る。）

(三) 第六十二条の規定による海区漁場計画の決定  
第六十九条の規定による漁業の免許

(四) 第六十九条の規定による漁業の免許

(五) 第七十二条第六項の規定による漁業権の共有請求の認可

(六) 第七十五条第二項の規定による漁業権の存続期間の短縮

(七) 第七十六条の規定による漁業権の分割又は変更の免許

(八) 第七十八条第二項の規定による抵当権の設定の認可

(九) 第七十九条第一項の規定による漁業権の移転の認可

(十) 第八十六条の規定による漁業権の条件の付与  
第九項及び第九項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則  
(同条第四項の規定による内水

い者の漁業の許可又は起業の認可に係る申請の場合に限る。）

(二) 第八条第六項及び第七項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則（同条第三項の規定による内水面に係るものに限る。）の制定、変更及び廃止の認可

(三) 第十条の規定による漁業権の免許  
第十一条の規定による免許の内容等の事前決定

(四) 第十四条第四項の規定による漁業権の共有請求の認可

(五) 第二十一条第二項の規定による漁業権の存続期間の短縮

(六) 第二十二条の規定による漁業権の分割又は変更の免許

(七) 第二十四条第二項の規定による抵当権の設定の認可

(八) 第二十六条第一項の規定による漁業権の移転の認可

(九) 第二十四条の規定による漁業権の制限等

面に係るものに限る。)の制限変更及び廃止の認可

㉔ 第百十七条第一項の規定による漁業権等の登録

㉕ 第百二十二条の規定による漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置の命令(県内に住所を有しない者に係るものに限る。)

㉖ 第百二十五条の規定による協定の認定及び取消し並びに廃止

㉗ 第百七十条の規定による遊漁規則の制定及び変更の認可

二 漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第四十二条の規定による特定水産動植物の採捕の許可、許可証の再交付、報告の受理及び許可の取消し

三 広島県漁業調整規則(令和二年広島県規則第六十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第十一條第一項の規定による制限措置並びに許可及び認可の申請期間の決定

(二) 第十五條第二項の規定による期間の決定

(三) (略)

㉘ 第五十条第一項の規定による漁業権等の登録

㉙ 第六十六条第一項の規定による中型まき網漁業等の許可(県内に住所を有しない者に係るものに限る。)

㉚ 第二百二十九条の規定による遊漁規則の制定及び変更の認可

二 広島県漁業調整規則(昭和四十一年広島県規則第五十四号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第八條第二項(第二十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による定数漁業の許可申請期間の決定

(二) 第九條第三項の規定による期間の決定

(三) (略)

略			
略	略		
略	略		
略	略	四・五	(四) 第三章から第五章までの規定(第五十三条を除く。)による許可、届出の受付その他の処分

別表第六(第十一条関係)

農林水産事務所長	専決事項		
(略)	(略)		
一 (略)	一 (略)		
二 (一) 第五十七条第一項の規定による漁業の許可(県内に住所を有しない者に係るものを除く。)	二 (一) 第五十七條第一項の規定による漁業の許可(県内に住所を有しない者に係るものを除く。)		
三 (三) 第六六条第七項及び第九項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則(同条第四項の規定による内水面に係るものを除く。)の制定、変更及び廃止の認可	三 (三) 第六六条第七項及び第九項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則(同条第四項の規定による内水面に係るものを除く。)の制定、変更及び廃止の認可		
四 第二百二十二条の規定による漁場の標識の建設又は漁具その他水産動物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置の命令(県内に住所を有しない者に係るものを除く。)	四 第二百二十二条の規定による漁場の標識の建設又は漁具その他水産動物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置の命令(県内に住所を有しない者に係るものを除く。)		
二 広島県漁業調整規則第二章及び第五十三條の規定に基づく知事の権限(別表第	二 広島県漁業調整規則第二章及び第五十三條の規定に基づく知事の権限(別表第		

略			
略	略		
略	略		
略	略	四・五	(四) 第三章の規定(第五十五条を除く。)による許可、届出の受付その他の処分 三 広島県内水面漁業調整規則(昭和四十年広島県規則第一号)第二章及び第三章の規定による知事の権限

別表第六(第十一条関係)

農林水産事務所長	専決事項		
(略)	(略)		
一 (略)	一 (略)		
二 (一) 第八六条第六項及び第七項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則(同条第三項の規定による内水面に係るものを除く。)の制定、変更及び廃止の認可	二 (一) 第八六条第六項及び第七項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則(同条第三項の規定による内水面に係るものを除く。)の制定、変更及び廃止の認可		
三 (三) 第六六条第一項の規定による中型まき網漁業等の許可(県内に住所を有しない者に係るものを除く。)	三 (三) 第六六条第一項の規定による中型まき網漁業等の許可(県内に住所を有しない者に係るものを除く。)		
四 第七十二条の規定による漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置の命令	四 第七十二条の規定による漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置の命令		
二 広島県漁業調整規則第二章及び第五十五條の規定に基づく知事の権限(別表第	二 広島県漁業調整規則第二章及び第五十五條の規定に基づく知事の権限(別表第		

(略)		(略)	三農林水産局の部水産課の項課長決裁事項の欄第三号(一)から(三)までに掲げるものを除く。)
(略)		(略)	三農林水産局の部水産課の項課長決裁事項の欄第二号(一)から(三)までに掲げるものを除く。)

附 則

この訓令は、令和二年十二月一日から施行する。